

日本色彩学会 会則

1992(平成4)年5月15日制定
1999(平成11)年5月16日改訂
2005(平成17)年5月28日改訂
2008(平成20)年5月17日改訂
2009(平成21)年5月17日改訂
2013(平成25)年5月26日改訂

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、日本色彩学会 (The Color Science Association of Japan、略称CSAJ) という。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を東京都新宿区下落合3丁目17番42号に置く。

(支部)

第3条 この会は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この会は、色彩学に関する学理及びその応用についての研究発表、知識の交換、会員相互及び内外の関連学会との連携協力等を行うことにより、色彩学の進歩普及を図り、もってわが国の学術発展に寄与することを目的とする。

更に、国際色彩学会 (Association Internationale de la Couleur : 略称AIC) の構成員として、色彩学に関する研究成果の国際交流を図り、我が国の色彩に関する進歩発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究集会、研究講演会、講習会等の開催。
- (2) 学会誌その他の刊行物の発行。
- (3) 研究及び調査。
- (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰。
- (5) 関連学術団体との連絡および協力。
- (6) 国際的な研究協力の推進。
- (7) その他目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

(種別)

第6条 この会の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員 色彩学に関する学識経験を有する個人。

(2) 学生会員 大学等に在籍する者で、この会の目的に賛同して入会した個人。

(3) 賛助会員 この会の事業を援助する個人または法人。

(4) 名誉会員 色彩学の発展に関して功績が特に顕著な者で、総会の議決をもって推薦された者。

2 名誉会員は同時に正会員の資格を合わせ有する。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 この会の入会金及び会費は総会の議決をもって別に定める。

2 入会金及び会費に関する規定は理事会及び総会の議決を経て別に定める。

3 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

4 納入の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(会員の基本的権利)

第9条 会員の権利は次のとおりであって、その者に専属する。

(1) 正会員及び名誉会員は、役員選挙権、被選挙権を有する。

(2) すべての会員は、会誌の配布を受ける。

(3) すべての会員は、この会の刊行図書について特典を受けるほか、この会が主催する事業に参加することができる。

(4) 前項各号の会員の持つ権利は、各1つとする。

(会員の義務)

第10条 会員は本会則、規則に定める事項及び総会の決議を遵守しなければならない。

(資格の喪失)

第11条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または法人である会員が解散したとき。

(3) 除名されたとき。

(退会)

第12条 会員が退会しようとする場合は、会費に滞納があるときは、これを納入の上、理由を付して退会届けを会長に提出し、理事会の承認を経なければならない。

(除名)

第13条 会員が次の(1)または(2)に該当するときは、総会の議決を経て、(3)に該当するときは理事会の議決を経て、会長が除名することができる。

(1) この会の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。

(2) この会の会員としての義務に違反したとき。

(3) 会費を2年以上滞納したとき。

第4章 役員、代議員及び職員

(役員)

第14条 この会は、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上20名以内（うち会長1名、副会長2名、支部長を含む）。

(2) 監事 2名。

(代議員)

第15条 この会は150名以上250以内の代議員を置く。

(役員を選任)

第16条 会長、副会長、理事及び監事は、選挙により、正会員及び名誉会員の中から選出し、総会において選任する。

2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 第1項に定める選挙は、別に定める規程に基づいて行う。

5 役員欠員が生じた場合は、別に定める規程に従い、速やかに欠員を補充する。

(理事の職務)

第17条 会長は、この会の業務を総理し、この会を代表する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により副会長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3 副会長は、会長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。

4 理事は、理事会を組織して、この会則に定めるもののほか、この会の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、この会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。

(役員任期)

第19条 この会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、毎年その半数を改選する。

2 会長は、重任できない。

3 副会長、理事、及び監事の任期は、連続2期を超えてはならない。

- 4 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員の解任)

第20条 役員が次の各号に該当するときは、理事現在数及び代議員現在数の各々の4分の3以上の議決により会長がこれを解任することができる。(この場合、理事会及び総会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。)

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第21条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

(代議員の選任)

第22条 代議員は、正会員及び名誉会員の中から選出し、総会において選任する。

- 2 代議員は、役員を兼ねることができない。
- 3 代議員の選挙は、別に定める規程に基づいて行う。
- 4 代議員の欠員が生じた場合は、別に定める規程に従い、速やかに欠員を補充する。

(代議員の職務)

第23条 代議員は、正会員及び名誉会員を代表して総会に出席し、審議事項を議決する。

(代議員の任期)

第24条 代議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、毎年その半数を改選する。

- 2 欠員又は増員により選任された代議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 代議員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(代議員の解任)

第25条 代議員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び社員現在数の各々4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(代議員の報酬)

第26条 代議員は、無報酬とする。

(事務局及び職員)

第27条 この会の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

- 2 職員は会長が任命する。
- 3 職員は、有給とする。

第5章 会 議

(理事会の構成)

第28条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。

(理事会の招集等)

第29条 理事会は、毎年6回会長が招集する。ただし、会長若しくは監事が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定数等)

第30条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者と見なす。

2 理事会の議決は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の構成)

第31条 総会は代議員及び役員をもって構成する。

(総会の招集)

第32条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に会長が招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

3 前項のほか、正会員現在数の5分の1以上から議決に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するときは、少なくとも10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第33条 総会の議長は、会議のつど、出席代議員及び役員の間で定める。

(総会の決議事項)

第34条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項。
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項。
- (3) 正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項。
- (4) その他この会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めたもの。

(総会の定足数等)

第35条 総会は、代議員及び役員の間で過半数の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表明した者及び他の代議員又

は役員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、代議員及び役員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第36条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第37条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この会の資産は、次の通りとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産。
- (2) 入会金及び会費。
- (3) 資産から生じる収入。
- (4) 事業に伴う収入。
- (5) 寄付金品。
- (6) その他の収入。

(資産の種別)

第39条 この会の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産。
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産。
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第40条 この会の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等の確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第41条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経て、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第42条 この会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会が編成し、理事会及び総会の議

決を経なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第44条 この会の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付し、理事会及び総会の承認を受けてなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第45条 この会が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第46条 第41条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この会が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第47条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第48条 この会則は、理事会における理事現在数並びに総会における代議員及び役員現在数の4分3以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第49条 この会の解散は、理事会における理事現在数並びに総会における代議員及び役員現在数の4分3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第50条 この会の解散に伴う残余財産は、理事会における理事現在数並びに総会における代議員及び役員現在数の4分3以上の議決を経て、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章 雑則

(書類及び帳簿の備付等)

第51条 この会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

(1) 会則。

(2) 会員の名簿。

- (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書。
- (4) 財産目録。
- (5) 資産台帳及び負債台帳。
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類。
- (7) 理事会及び総会の議事に関する書類。
- (8) 官公署往復書類。
- (9) 収支予算書及び事業計画書。
- (10) 収支計算書及び事業報告書。
- (11) 貸借対照表。
- (12) 正味財産増減計算書。
- (13) その他必要な書類及び帳簿。

2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号、第2号及び第4号の書類、同項第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細 則)

第52条 この会則の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

付則 本会則は、2013(平成25)年5月26日より施行する。